

常勤の監査委員の給料改定パターン

■ 第2回会議における主な意見

- ・他の中核市と比較して特に高い水準（4位／62市）にあり、引き下げるべきである。
- ・改定時期については、現職の常勤監査委員が交代するタイミングが適当である。
- ・現職の常勤監査委員の任期の途中であることから、引下げを要する旨のみ答申し、具体的金額の判断は次期（2年後を想定）の審議会に委ねてはどうか。

■ 中核市の状況

監査委員、教育長、水道事業管理者の給料の関係性において多いパターンは、中核市62市中（監査委員が非常勤である市及び水道事業管理者を設置していない市を含む。）

教育長 > 監査委員	61市
水道事業管理者 > 監査委員	49市

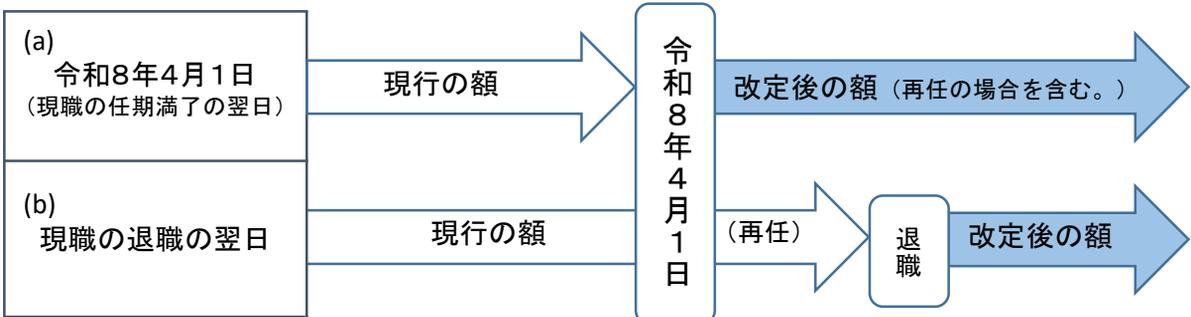
※ 旭川市と同じ 水道事業管理者＝監査委員 の市は、2市のみ（旭川市と柏市）。

■ 改定パターン

	現行	(ア) 道内平均額 (札幌市を除く.) にした場合	(イ) 道内中核市と 同額にした場合	(ウ) 中核市平均額 にした場合
給料額 (現行との差額)	710,000円	664,000円 (△46,000円)	640,000円 (△70,000円)	604,507円 (△105,493円)
中核市順位	4位	10位	19位	27位
道内順位	2位	4位	5位	8位
年額 (現行との差額)	12,268,800円	11,473,920円 (△794,880円)	11,059,200円 (△1,209,600円)	10,445,880円 (△1,822,920円)

※ 上記（ア）～（ウ）いずれの場合も常勤監査委員の給料が一般職を下回ることはない。

■ 改定時期



※ (a) (b) いずれにあっても、現職の監査委員が任期満了前に退職した場合、後任の監査委員の報酬は改定後の額となる。